

青森県県土整備部建設関連業務総合評価指名競争入札事務取扱要領

制 定 平成25年 9月 4日 青監第487号
最終改正 平成25年12月 6日 青監第730号

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部における建設関連業務（青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第1条に規定する建設関連業務をいう。以下同じ。）の委託契約について、総合評価指名競争入札の方法により締結しようとする場合の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合評価指名競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいう。
- (2) 公所の長 青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号）の規定により、当該建設関連業務の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。

(対象業務)

第3条 総合評価指名競争入札の方法により委託契約を締結することができる建設関連業務は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 指名業者の提示する企業及び技術者の実績並びに当該建設関連業務の実施方針等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できるもの
- (2) その他総合評価指名競争入札によることが適当と認められるもの

(落札者決定基準)

第4条 公所の長は、落札者決定基準（政令第167条の13において準用する政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 評価基準に関すること。
 - (2) 評価方法に関すること。
 - (3) 落札者の決定方法に関すること。
 - (4) その他必要と認める事項に関すること。
- 2 公所の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項及び当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、あらかじめ、別に定めるところにより、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 公所の長は、前項の規定により2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いたときは、総合評価指名競争入札実施調書（第1号様式）を作成し、落札者決定基準について、公所技術審査会（青森県県土整備部建設工事総合評価競争入札事務取扱要領（平成18年3月31日青監第946号）第21条第1項に規定する公所技術審査会をいう。以下同じ。）の審査に付さなければならない。

(入札の通知)

第5条 公所の長は、総合評価指名競争入札を行おうとするときは、指名競争入札において通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても通知をしなければならない。

- (1) 総合評価指名競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 入札価格は、技術提案に基づいたものでなければならない旨
- (4) 説明会を実施する場合は、その日時及び場所
- (5) 技術提案書の提出の期限、部数、方法及び場所
- (6) ヒアリングを実施する場合は、その日時及び場所
- (7) その他必要と認める事項

(入札説明書の交付等)

第6条 公所の長は、前条の規定により総合評価指名競争入札を行う旨を通知したときは、入札説明書を指名業者へ交付するものとする。

2 前項の入札説明書は、指名競争入札において入札説明書に記載しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を記載したものとする。

- (1) 技術提案の審査に当たっては、履行の確実性、安全性、費用等について評価すること。
- (2) 技術提案の審査の結果は、別途書面により通知すること。この場合において、技術提案の審査の結果、当該技術提案の内容が適正でない認められたものについては、当該書面にその理由を付すること。
- (3) 技術提案については、その後の業務の履行において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。
- (4) 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において履行方法等を指定しない部分の履行に関する受注者の責任が軽減されるものでないこと。
- (5) 提案内容に不履行が認められた場合、業務成績評点を減ずる措置を行うこと。
- (6) 提案が履行できなかった場合で、再度の履行が可能な場合は、再度の履行を行わせること。また、再度の履行が困難又は合理的でない場合等は、損害賠償等を行うことがあること。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく指名停止を行うことがあること。
- (8) その他必要と認める事項

(技術提案書の提出)

第7条 公所の長は、総合評価指名競争入札を行おうとするときは、技術提案の内容を審査するため、指名業者に、公所の長が指定する日までに技術提案書（第2号様式）を提出させるものとする。

2 前項の技術提案書は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、指名業者の負担とすること。
- (2) 技術提案書は、指名業者に無断で、対象業務の契約の相手方の決定に必要とされる審査以外の用途に使用しないこと。
- (3) 技術提案書は返却しないこと。
- (4) 提出期限以降は、技術提案書又はその添付資料の差し替え及び再提出は認めないこと。

(技術提案の審査等)

第8条 公所の長は、前条第1項の規定により指名業者から技術提案書の提出があった場合は、必要に応じてヒアリングを実施し、技術提案の内容について審査するものとする。

2 公所の長は、技術提案の評価結果について、別に定めるところにより、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くことができる。

3 公所の長は、前項の意見を聴いたときは、技術提案の評価結果について、公所技術審査会の審査に付す

ものとする。

(落札者の決定)

第9条 第4条第2項の意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験を有する者の意見を聴く必要があるとされた場合に限り、公所の長は、総合評価指名競争入札の落札者を決定しようとするときは、あらかじめ、別に定めるところにより、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 公所の長は、前項の規定により2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いたときは、総合評価指名競争入札調書(第3号様式)を作成し、落札者の決定について、公所技術審査会の審査に付さなければならない。

3 公所の長は、総合評価指名競争入札の落札者を決定したときは、入開札一覧表(第4号様式)を作成するものとする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第10条 公所の長は、総合評価指名競争入札の方法により落札者を決定したときは、入開札一覧表により、その入札及び契約の過程に関する事項を公表するものとする。

2 前項の公表は、入開札一覧表の記載事項を県のホームページに掲載して、又は当該入開札一覧表を閲覧に供して行うものとし、その期間は、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合評価指名競争入札の方法による委託契約の締結に係る事務の取扱いについては、指名競争入札に係る事務の取扱いの例によるものとする。

附 則

この要領は、平成25年9月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年12月6日から施行する。

2 改正後の青森県県土整備部建設関連業務総合評価指名競争入札事務取扱要領の規定は、平成25年10月1日以後に締結する建設関連業務の委託契約について適用する。ただし、同日以後に締結する建設関連業務の委託契約であっても、平成26年3月31日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

総合評価指名競争入札実施調書

業務名 _____				公所（課）名 _____	
業務の概要 (所管事務所、業務場所、入札予定日、概算設計金額、業務内容等)					
落札者決定基準 (評価基準、評価方法、落札者の決定方法等)					
学識経験者の意見					
所 属	職 名	氏 名	適否	意 見 等	落札者決定時の意見 聴取の必要性
公所技術審査会決定（ 年 月 日）					
委員長	副委員長	委 員			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3縦長とする。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（契約担当者等） 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先電話 （ ） ー

技 術 提 案 書

下記の業務について、技術提案書を提出します。

記

- 1 業務番号
- 2 業務名
- 3 業務場所
- 4 添付書類

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式（第9条関係）

平成 年 月 日執行		入札執行者			立会者				
総合評価指名競争入札調書									
業務番号									
業務名					業務場所				
予定価格（消費税抜き）									
番号	指名業者	価格以外の 評価点(A)	入札金額(B)	(B) ≥ 調査基準 価格判定	採用価格 評価点(C)	評価値 (A)+(C)	順位	備考	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
落札者決定基準									
学識経験者の意見		所属	職名	氏名	適否	意見等			

公所技術審査会決定（ 年 月 日）									
委員長	副委員長	委員							

注1 この様式は標準様式であり、落札者決定基準に応じて調製するものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A3縦長とする。

第4号様式（第9条関係）

平成 年 月 日執行		入札執行者			立会者			
入 開 札 一 覧 表								
業務番号								
業務名					業務場所			
予定価格（消費税抜き）								
番号	指名業者	価格以外の 評価点(A)	入札金額(B)	(B) ≥ 調査基準 価格判定	採用価格 評価点(C)	評価値 (A)+(C)	順位	備 考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
落札者決定基準								
落札者とした理由								
指名理由								

注1 この様式は標準様式であり、落札者決定基準に応じて調製するものとする。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(参考) 総合評価指名競争入札の指名通知例

年 月 日

殿

地域県民局長

業務委託に係る指名競争入札（電子入札）の執行について（通知）

下記の業務について、貴社（殿）を指名しましたので、入札に参加してください。

なお、本件入札を希望しない場合は、参加しないことができますが、その場合は入札辞退届を提出してください。

記

- 1 業務番号 第 号 ()
- 2 業務名
- 3 業務場所
- 4 履行期限 年 月 日
- 5 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円
- 6 本業務は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価指名競争入札の方法による。
- 7 入札説明書の交付並びに設計図書及び契約書案の縦覧
 - (1) 期間 年 月 日から 年 月 日まで
 - (2) 場所 (電子ファイル) 青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>
 - (3) その他
設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、地域県民局 部に提出すること。
- 8 現場説明
 - (1) 日時 年 月 日 午前・午後 時 分
 - (2) 場所
- 9 技術提案、落札者決定基準等
 - (1) 技術提案書の提出
 - ア 提出期限 年 月 日
 - イ 提出場所 地域県民局 部
 - ウ 提出部数 1部

- (2) 技術提案書の内容
入札説明書による。
- (3) 技術提案書の作成要領
入札説明書による。
- (4) 技術提案書の作成に係る説明会の日時及び場所
 - ア 日 時 年 月 日 午前・午後 時 分
 - イ 場 所 地域県民局 部
- (5) 技術提案に係るヒアリングの日時及び場所
 - ア 日 時 年 月 日 午前・午後 時 分
 - イ 場 所 地域県民局 部
- (6) 総合評価指名競争入札の落札者決定基準
 - ア 評価基準
 - イ 評価方法
 - ウ 落札者の決定方法
 - エ その他
- (7) その他

10 電子入札期間並びに入札執行の日時及び場所

- (1) 電子入札期間
 - ア 開 始 年 月 日 午前・午後 時 分
 - イ 締 切 年 月 日 午前・午後 時 分
- (2) 入札執行（開札）
 - ア 日 時 年 月 日 午前・午後 時 分
 - イ 場 所 地域県民局 部

11 入札執行回数 原則として1回を限度とする。

12 保 証 金

- (1) 入札保証金 免除する。（青森県財務規則第132条第1項第2号）
- (2) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又は当該契約保証金の納付に代わる担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。
 - ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

13 低入札価格調査制度対象業務

落札者を決定するために行う調査等については、青森県県土整備部建設関連業務低入札価格調査制度事務取扱要領（平成25年9月4日青監第488号）による。

14 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることがある。

15 入札条件

- (1) 青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者が1名のときは、入札を行わないこととする。
- (3) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした積算費内訳書（設計図書に規定する業務内容の数量及び金額を示したもの）を、電子入札システムを使用して提出すること。
- (4) 入札参加者が青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合及び同要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、開札前であっても、入札に参加させないこととし、落札決定から契約締結までの間であっても、契約を締結しないこととする。

16 入札書記載金額等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額又は電子入札にあっては入札金額として記録された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は電子入札にあっては入力すること。
- (2) 入札書の余白に備考として次のように記載すること。ただし、電子入札をする場合は入力を要しない。
備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

17 青森県電子入札ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/e-nst_index.html

18 その他

- (1) 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 留意事項
ア 技術提案書の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
イ 技術提案書は、入札参加者に無断で他の用途に使用することはない。
ウ 入札額は、当該技術提案に基づいたものとしなければならない。
- (3) 本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等については、青森県建設工事等電子入札運用基準（平成18年9月1日青監第374号）によるものとする。なお、電子入札システムでの入札手続等が困難な場合は、地域県民局長の承諾を得て、入札書による入札をすることができる。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。